

市区町村別集計項目(推進体制等)

山梨県	
市区町村数	27

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	担当課(室)名	所属	事務所	庁内連絡会議の有無	諮問機関の有無	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2022年4月1日現在で有効なもの)					
								有			無	有			無		
								条例名称	公布日(西暦)	施行日(西暦)	現在の状況	計画名称	計画期間	女性活躍推進法との関係	計画策定の方法	現在の状況	
						12	15	22			24						
19	201	甲府市	人権男女参画課	1	2	1	1	甲府市男女共同参画推進条例	2003年3月26日	2003年4月1日		第3次こうふ男女共同参画プラン	2017年4月1日 ~ 2023年3月31日	1	1		
19	202	富士吉田市	市民協働推進課	1	2	1	1	男女共同参画推進条例	2003年3月24日	2003年4月1日		第2次富士吉田市男女共同参画推進プラン	2013年4月1日 ~ 2023年3月31日	0	1		
19	204	都留市	地域環境課	1	2	1	1	都留市男女共同参画基本条例	2000年3月24日	2000年3月24日		第3期都留市男女共同参画推進計画	2016年4月 ~ 2027年3月	1	1		
19	205	山梨市	地域資源開発課	1	2	1	1	山梨市男女共同参画推進条例	2005年4月25日	2005年4月25日		第4次山梨市男女共同参画基本計画	2022年4月1日 ~ 2028年3月31日	1	1		
19	206	大月市	秘書広報課	1	2	1	1	大月市男女共同参画社会推進条例	2005年3月28日	2005年3月28日		大月市男女共同参画プラン	2015年3月 ~ 2024年3月	0	1		
19	207	韮崎市	総合政策課	1	2	0	1	韮崎市男女共同参画推進条例	2006年3月31日	2006年4月1日		第2次韮崎市男女共同参画推進計画「男と女、ともに輝く夢プラン」	2013年4月1日 ~ 2023年3月	0	1		
19	208	南アルプス市	市民活動支援課	1	2	1	1	南アルプス市男女共同参画推進条例	2006年12月25日	2007年2月1日		第2次南アルプス市男女共同参画基本計画	2015年4月1日 ~ 2025年3月31日	0	1		
19	209	北杜市	市民環境部市民サービス課	1	2	0	0	北杜市男女共同参画推進条例	2006年3月14日	2018年10月22日		ほくとほほえみ夢プラン(第2次北杜市男女共同参画推進プラン)	2016年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1		
19	210	甲斐市	市民活動支援課	1	2	1	1	甲斐市男女共同参画推進条例	2010年3月10日	2010年4月1日		第4次甲斐市ヒューマンプラン	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1		
19	211	笛吹市	市民活動支援課	1	2	1	1	笛吹市男女共同参画推進条例	2011年9月28日	2011年9月28日		第4次輝け男女笛吹プラン	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1		
19	212	上野原市	総務課	1	2	0	0	上野原市男女共同参画推進条例	2015年3月30日	2015年4月1日		第2次上野原スマイルプラン	2015年4月 ~ 2025年3月	0	1		
19	213	甲州市	市民課	1	2	1	1	甲州市男女共同参画推進条例	2016年3月18日	2016年4月1日		第3次甲州市男女共同参画推進計画	2022年4月1日 ~ 2032年3月31日	1	1		
19	214	中央市	企画課	1	2	1	0	中央市男女共同参画推進条例	2017年12月19日	2018年4月1日		拓け中央輝きプラン	2017年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1		
19	346	市川三郷町	政策秘書課	1	2	0	1	市川三郷町男女共同参画推進条例	2007年9月14日	2007年9月14日		第4次市川三郷町男女共同参画プラン~輝く笑顔いちかわみさと~	2022年4月 ~ 2027年3月	1	1		
19	364	早川町	総務課	1	2	0	0	早川町男女共同参画社会推進条例	2004年6月14日	2004年6月14日		はやくわ男女いきいきプラン	2019年4月1日 ~ 2029年3月31日	1	1		
19	365	身延町	企画政策課	1	2	1	1	身延町男女共同参画推進条例	2006年9月21日	2006年9月21日		第2次みのぶヒューマンプラン	2019年4月1日 ~ 2029年3月31日	1	1		
19	366	南部町	総務課	1	2	0	1	南部町男女共同参画推進条例	2005年3月25日	2005年3月25日		第3次南部町ヒューマンプラン	2018年10月 ~ 2028年10月	1	1		
19	368	富士川町	政策秘書課	1	2	0	1	富士川町男女共同参画推進条例	2014年6月19日	2014年7月1日		第二次富士川町男女共同参画基本計画「すべての人が輝くふじかわ推進プラン」	2021年4月 ~ 2026年3月	1	1		
19	384	昭和町	企画財政課	1	2	0	0	昭和町男女共同参画推進条例	2011年9月26日	2011年10月1日		「共に生き生き輝け昭和」第2次昭和町男女共同参画基本計画	2013年4月 ~ 2023年3月	0	1		
19	422	道志村	総務課	1	2	0	0				0						0
19	423	西桂町	総務課	1	2	0	0				2	西桂町第2次男女共同参画計画	2013年4月 ~ 2023年3月	0	1		
19	424	忍野村	総務課	1	2	1	1	忍野村男女共同参画推進条例	2008年3月17日	2008年4月1日		第3次忍野ハーモニープラン	2016年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1		
19	425	山中湖村	総務課	1	2	0	0	山中湖村男女共同参画推進条例	2004年10月1日	2004年10月1日		第4次山中湖いきいきプラン	2014年4月1日 ~ 2018年3月31日	0	1		
19	429	鳴沢村	総務課	1	2	0	0				0	(鳴沢村長期総合計画)	2022年4月1日 ~ 2027年3月31日	0	0		
19	430	富士河口湖	政策企画課	1	2	0	0	富士河口湖町男女共同参画推進条例	2011年3月7日	2011年4月1日		第2次ふじサンサンプラン	2016年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1		
19	442	小菅村	教育委員会	2	2	0	0				0						1
19	443	丹波山村	教育委員会	2	2	0	0				0						0

<選択肢回答>

- | | | | | |
|---|-----------------------------|---|--|------------------------------------|
| 所属
1 首長部局
2 教育委員会 | 庁内連絡会議
1 有
0 無 | 男女共同参画に関する条例
現在の状況
1 2023年3月末までの制定を目的に検討中
2 2022年度以降の制定を目的に検討中
3 その他
0 検討していない | 男女共同参画に関する計画
女性活躍推進法の推進計画との関係
1 一体
0 一体でない
計画の策定方法
1 単独計画として策定
0 総合計画の一部として策定 | 現在の状況
1 策定予定有
0 策定予定無 |
| 事務所
1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課
2 1ではない | 諮問機関
1 有
0 無 | | | |

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2022年4月1日現在で開設済の施設)																
			名称	愛称・通称	郵便番号	所在地等				施設形態		管理・運営主体							
						住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	施設管理			事業運営				
												直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他		
			1									0	1	1	0	0	1	0	0
19	201	甲府市	甲府市男女共同参画センター		400-0858	山梨県甲府市相生2-17-1	055-237-5209	055-222-2062	https://www.city.kofu.yamanashi.jp/nadeshiko-plus/activewoman/shienjigvo.html#shisetu		○	○					○		
19	202	富士吉田市																	
19	204	都留市																	
19	205	山梨市																	
19	206	大月市																	
19	207	韮崎市																	
19	208	南アルプス																	
19	209	北杜市																	
19	210	甲斐市																	
19	211	笛吹市																	
19	212	上野原市																	
19	213	甲州市																	
19	214	中央市																	
19	346	市川三郷町																	
19	364	早川町																	
19	365	身延町																	
19	366	南部町																	
19	368	富士川町																	
19	384	昭和町																	
19	422	道志村																	
19	423	西桂町																	
19	424	忍野村																	
19	425	山中湖村																	
19	429	鳴沢村																	
19	430	富士河口湖																	
19	442	小菅村																	
19	443	丹波山村																	

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画に関する宣言			首長、自治会長等の状況														
			宣言年月日	宣言名称	宣言の形態	市区長数	うち女性市区長数	女性比率(%)	副市区長数	うち女性副市区長数	女性比率(%)	町村長数	うち女性町村長数	女性比率(%)	副町村長数	うち女性副町村長数	女性比率(%)	自治会長数	うち女性自治会長数	女性比率(%)
				6		13	0	0.0	11	0	0.0	14	0	0.0	8	0	0.0	2,166	78	3.6
19	201	甲府市	2013年6月20日	甲府市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	2	0	0.0							513	28	5.5
19	202	富士吉田市				1	0	0.0	1	0	0.0							33	0	0.0
19	204	都留市	2001年3月4日	男女共同参画都市宣言	1	1	0	0.0	0	0								90	3	3.3
19	205	山梨市				1	0	0.0	1	0	0.0							88	3	3.4
19	206	大月市				1	0	0.0	0	0								171	6	3.5
19	207	韮崎市				1	0	0.0	1	0	0.0							99	3	3.0
19	208	南アルプス市	2006年12月25日	南アルプス市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	1	0	0.0							86	0	0.0
19	209	北杜市	2011年11月1日	北杜市男女共同参画都市宣言	1	1	0	0.0	1	0	0.0							122	3	2.5
19	210	甲斐市				1	0	0.0	1	0	0.0							136	3	2.2
19	211	笛吹市	2015年3月15日	笛吹市男女共同参画都市宣言	4	1	0	0.0	1	0	0.0							132	3	2.3
19	212	上野原市				1	0	0.0	1	0	0.0							111	2	1.8
19	213	甲州市	2019年6月21日	甲州市男女共同参画都市宣言	1	1	0	0.0	1	0	0.0							100	3	3.0
19	214	中央市				1	0	0.0	0	0								60	5	8.3
19	346	市川三郷町										1	0	0.0	1	0	0.0	53	1	1.9
19	364	早川町										1	0	0.0	1	0	0.0	30	0	0.0
19	365	身延町										1	0	0.0	1	0	0.0	132	9	6.8
19	366	南部町										1	0	0.0	0	0		25	0	0.0
19	368	富士川町										1	0	0.0	0	0		15	0	0.0
19	384	昭和町										1	0	0.0	1	0	0.0	12	1	8.3
19	422	道志村										1	0	0.0	1	0	0.0	28	2	7.1
19	423	西桂町										1	0	0.0	0	0		5	0	0.0
19	424	忍野村										1	0	0.0	0	0		4	0	0.0
19	425	山中湖村										1	0	0.0	1	0	0.0	5	0	0.0
19	429	鳴沢村										1	0	0.0	0	0		2	0	0.0
19	430	富士河口湖町										1	0	0.0	1	0	0.0	98	3	3.1
19	442	小菅村										1	0	0.0	0	0		8	0	0.0
19	443	丹波山村										1	0	0.0	1	0	0.0	8	0	0.0

<選択肢回答>
 男女共同参画に関する宣言
 宣言の形態
 1 首長声明
 2 議会の議決
 3 庁内連絡会議の決定
 4 その他

調査時点	議会関係は2022年7月1日(その他2022年4月1日)
------	------------------------------

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	議員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査													
				問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問3 問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4 問3で1.を選択した場合、当該部分の条文(本文)を記入してください。	問5 問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6 問5で1.を選択した場合、当該部分の条文(本文)を記入してください。	問7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない							
				議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他		
			1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	4	1の合計	22	0	13		0		13	12	12	12	12	11
				5	2の合計	2	11	9		22		5	4	6	5	9	3
				1	3の合計	1	5			0		2	2	2	2	2	2
				17	4の合計	2	6					7	9	7	8	4	9
19	201	甲府市	甲府市職員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1 この要綱は、甲府市職員(以下「職員」という。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって、戸籍上の氏(以下「戸籍姓」という。)を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用する場合の手続き等に関する必要な事項を定めるものとする。 (承認の申請) 第2 職員は、婚姻等により戸籍姓を改めた後も旧姓の使用を希望するときは、任命権者の承認を受けなければならない。 2 前項の承認を受けるときは、旧姓使用承認申請書(第1号様式)を、所属長を経由して任命権者に提出しなければならない。 (承認) 第3 任命権者は、第2の申請があった場合において、人事記録及び改正前後の戸籍姓を証する書面(戸籍謄本等)により、申出を受けた氏が戸籍上根拠を有する旧姓であることの確認を行い、法令又は条例等の規定に反するおそれなく、かつ、職務遂行上又は事務処理上著しい誤解又は混乱を招くおそれのない文書等について、当該申請のあった旧姓の使用について承認するものとする。 (承認の取り消し) 第4 任命権者は、職務遂行上支障があると認めるときは、承認を取り消すことができる。 (旧姓の使用の中止の届出) 第5 旧姓使用者は、旧姓の使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(第2号様式)を、所属長を経由して任命権者に提出しなければならない。 (旧姓使用の範囲) 第6 旧姓を使用することができる文書等の種類及び例は、別表第1のとおりとし、旧姓を使用することができない文書等の種類及び例は、別表第2のとおりとする。 (異動による旧姓使用の取扱) 第7 旧姓を使用する職員が人事異動等により任命権者を異にする異動をした場合は、異動先の任命権者が旧姓の使用を承認したものとみなし、第2の規定による手続きを省略することができるものとする。 (人事記録への記載等) 第8 任命権者は、第3の承認を行ったとき、又は第5の旧姓使用の中止の届出を受けたときは、戸籍上の氏名、使用する旧姓及び旧姓使用申出日並びに旧姓使用開始日又は旧姓使用中止日、旧姓使用の申出又は中止の届出をした職員の人事記録に記載するものとする。 2 旧姓使用承認申請書及び旧姓使用中止届は人事記録の附属書類として保管する。 (責務) 第9 所属長は、所属職員の旧姓使用に関し適切な運用が図られるよう努めなければならない。 2 旧姓を使用する職員は、旧姓を使用することができる文書等には統一して旧姓を使用することとし、常に市民、職員等に誤解や混乱が生じないように努めなければならない。 (その他) 第10 この要綱に定めるもののほか、旧姓の使用に関し必要な事項は、任命権者が別に定める。 附 則 (施行期日) この要綱は、令和4年6月1日から施行する。	甲府市議会	1	3	1	甲府市議会会議規則第2条2号 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
19	202	富士吉田市	都留市職員の旧姓使用に関する要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、婚姻、養子縁組その他の事由により、戸籍上の氏を改めた職員について、改姓前の氏(以下「旧姓」という。)を市の文書等において使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。	富士吉田市議会	1	3	2	都留市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 第91条 委員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届けなければならない。 2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2			4	4	4	4	4	4
19	204	都留市	山梨市職員旧姓使用取扱規定 (趣旨) 第1条 この規程は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により、戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。	都留市議会	1	2	1	山梨市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
19	205	山梨市	山梨市職員旧姓使用取扱規定 (趣旨) 第1条 この規程は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により、戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。	山梨市議会	1	3	1	山梨市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1

都 道 府 県 市 区 町 村 名	市 区 町 村 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査													
			問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問3 問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4 問3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問5 問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。		問6 問5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。		問7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない					
							1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他		
19 206	大月市	2	議会名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	大月市議会会議規則第2条の2 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		2	2	2	2	2	2	
19 207	葦崎市	2	葦崎市議会	1	2	1	葦崎市議会会議規則 (第2条第2項) 議員は、出産(配偶者の出産を含む。第92条第2項において同じ。)のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1	
19 208	南アルプス市	4	南アルプス市議会 事務局	1	4	2		2		4	4	4	4	4	4	
19 209	北杜市	2	北杜市議会	1	2	1	北杜市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1	
19 210	甲斐市	2	甲斐市議会	1	4	2		2		4	4	4	4	4	4	
19 211	笛吹市	2	笛吹市議会	1	2	1	笛吹市議会会議規則 第1章 会議 第2条2 出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		2	4	4	4	2	2	
19 212	上野原市	1	上野原市議会	1	4	2	上野原市職員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この訓令は、職員が互いに個性を尊重し、能力を発揮しやすい職場環境の整備を図るため、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用する場合の手続き等に関して必要な事項を定めるものとする。 (承認の申請) 第2条 職員は、旧姓を使用しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。 2 前項の承認を受けるときは、旧姓使用承認申請書(様式第1号)を所属長を経て市長に提出しなければならない。 (承認) 第3条 市長は、前条の申請があった場合、旧姓が専ら組織内部で使用され、法律等に抵触するおそれなく、職務遂行上支障がないと認めるときは、旧姓の使用について承認するものとする。 2 市長は、前項の規定により旧姓の使用を承認した場合、旧姓使用承認通知書(様式第2号)を所属長を経て当該職員(以下「旧姓使用者」という。)に通知するものとする。 (承認の取り消し) 第4条 市長は、職務遂行上支障があると認めるときは、承認を取り消すことができる。 (中止) 第5条 旧姓使用者は、旧姓の使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(様式第3号)を所属長を経て市長に提出しなければならない。 (対象除外) 第6条 所属長以上の者は、旧姓使用の対象から除くものとする。 (旧姓使用の範囲) 第7条 旧姓を使用できるのは、法律等に抵触するおそれなく、専ら組織内部で使用され職務遂行上支障がないと認められたものとする。 (1) 旧姓使用ができるもの ア 単に氏名が記載されたもの イ 専ら組織内部で使用され、職員の同一性の確認が容易にできるもの ウ 公務員の権利・義務に係るもののうち、職員の同一性の確認が容易にでき、旧姓使用により係争となるおそれのない内容のもの エ その他特別の法律関係を生じさせるおそれのないもので、所属長が職務の遂行に支障がないと認められるもの (2) 旧姓の使用ができないもの ア 公務員の身分関係を規定するもので他に与える影響が大きいもの イ 職員の権利・義務に関するもので、特別な法律関係を生じさせるおそれのあるもの ウ 直接公権力の行使にかかるもの		2	2	2	2	2	4		

都 道 府 県 市 区 町 村 コ ロ ニ ヤ ド	市 区 町 村 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査														
				問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7								
				議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない								
1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他						
19 430	富士河口湖町	4		富士河口湖町議会	1	2	1	富士河口湖町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1
19 442	小菅村	4		小菅村議会	4							4	4	4	4	2	4	
19 443	丹波山村	4		丹波山村議会事務局	2							2	4	2	4	2	4	

調査時点 議会関係は2022年7月1日(その他2022年4月1日)

市区町村		市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査															地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)に、男女共同参画担当部署又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	
市区町村	議会関係	問8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問10 議会におけるハラスメント防止に関する取組を行っているか。	問11 問10で1.を選じた場合、行っている取組みは、次のうちどれか。				問12 問11で、1.を選じた場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問13 内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」の利用	問14 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っているか。	問15 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問16 問15で、1.を選じた場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問17 政治分野の男女共同参画のため実施していることがあればご記入ください。	1. 位置づけられた規定がある。	左記で、1.を選じた場合該当部分の規定を記入してください。		
市区町村	議会関係	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設)がされている。(臨時のものも含む) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 関係するハラスメント防止規定を設けている。 2. 議員向けメンタルケアに関する取組を行っている。 3. 関係するハラスメント防止規定を設けている。 4. その他	4. その他	その他内容		1. 利用している。 2. 利用していないが、今後利用予定である。 3. 利用していない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めている。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)						
		0	1	3	1	0	0	0		0	1	2		2				
		0	2	6	0	0	0	0		0	5	1		23				
		0	0	18	0	0	0	0		0	21	1		2				
		27	24		0	0	0	2				23						
19 201	甲府市	4	4	1				4	令和4年4月に内閣府が公表した動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を全議員・議会事務局職員に周知し、ハラスメント防止の啓発を行った。		3	1	第3 議員は、議長承認を受けたときは、次に掲げる事項を除き、旧姓を使用することができるものとする。 (1) 履歴に関する届出書類 (2) 辞職届 (3) 報酬及び費用弁償の支給に関する書類 (4) 選挙徴収票の名義 (5) 叙位・叙勲の申請 (6) 在職証明書等各種証明書 (7) 市議会議員共済会に関する各種申請・届出書 (8) 公用旅券発給申請・査証申請 (9) その他旧姓の使用によって実務上の混乱が生じるおそれがあると議長が判断するもの	1	地域防災計画 人権男女参画班(人権男女参画課長) 1 総務課への応援に関する事。 2 来庁者(南庁舎)の避難誘導に関する事。 3 庁用自動車(南庁舎)の移動に関する事。 4 重要書類、データの退避(南庁舎)に関する事。 (甲府市災害対策本部分掌事務及び編成表より抜粋)			
19 202	富士吉田市	4	4	3							3	4		2				
19 204	都留市	4	4	3							3	3		2				
19 205	山梨市	4	4	1				4	ハラスメント防止に関するリーフレットの配布		3	2		2				
19 206	大月市	4	4	3							3	4		2				
19 207	基崎市	4	4	3							3	4		2				
19 208	南アルプス市	4	4	2							2	4		2				
19 209	北社市	4	4	3							3	4		2				
19 210	甲斐市	4	4	2							3	4		2				
19 211	笛吹市	4	1	1	1				笛吹市議会政治倫理規定 第1条 この規定は、笛吹市議会議員の政治倫理に関する規律の基本となる事項を定めることによる、議員の政治倫理の確立を図り、もって議員自らが清廉で信頼される議会実現を目指すことを目的とする。		1	4		2				
19 212	上野原市	4	4	3							3	4		2				
19 213	甲州市	4	4	3							3	4		2				
19 214	中央市	4	4	2							2	4		2				
19 346	市川三郷町	4	2	2							2	4		2				
19 364	早川町	4	2	3							3	4		2				
19 365	身延町	4	4	3							3	4		2				
19 366	南都町	4	4	3							3	4		2				
19 368	富士川町	4	4	2							2	4		2				
19 384	昭和町	4	4	3							2	1	昭和町議会議員の通称名等の使用に関する規定 第2条第1項 議員は、前条の通称名又は婚姻等の前の戸籍の氏(以下「通称名等」という。)を使用しようとするときは、通称名等使用申請書(様式第1号)を議長に提出し、承認を得なければならない。	2				
19 422	道志村	4	4	3							3	4		1	道志村地域防災計画 第3章 防災の基本方針 男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立も必要である。			
19 423	西桂町	4	4	3							3	4		2				
19 424	忍野村	4	4	3							3	4		3				
19 425	山中湖村	4	4	3							3	4		2				
19 429	鳴沢村	4	4	2							3	4		3				
19 430	富士河口湖町	4	4	3							3	4		2				
19 442	小菅村	4	4	3							3	4		2				
19 443	丹波山村	4	4	3							3	4		2				